

資料 1

諮問事項

太陽光発電事業に対する
福岡県環境影響評価条例の適用について

1 自 第 号
令和 年 月 日

福岡県環境審議会会長 殿

福 岡 県 知 事
(環境部自然環境課)

太陽光発電事業に対する福岡県環境影響評価条例の
適用について (諮問)

本県では、平成11年6月の環境影響評価法(以下「法」という。)の施行後、同年12月に福岡県環境影響評価条例(以下「条例」という。)を施行し、環境保全に配慮した事業の実施の確保に努めてきました。

平成30年7月に閣議決定されたエネルギー基本計画においては、太陽光発電事業などの再生可能エネルギーについて、長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組みを引き続き積極的に推進していくこととされました。一方で、大規模な太陽光発電事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、動植物の生息・生育環境の悪化などの問題が生じている事例があります。

今般、国においては、新たに生じた様々な課題に対応するため、法施行令を改正し、令和2年4月から太陽光発電事業を法の対象とすることとしています。

つきましては、本県における環境影響評価制度が法と条例の一体的な運用により形成されていることも鑑み、太陽光発電事業に対する条例の適用について、貴審議会の意見を求めます。

太陽光発電事業に対する福岡県環境影響評価条例の適用について（案）

【環境影響評価制度の概要】

環境に大きな影響を与える可能性のある一定規模以上の事業を実施するにあたり、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが、調査・予測・評価を行う。

事業者は、その結果を公表して住民や行政から意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からより良い事業計画にしていく制度。

1 太陽光発電事業に対する福岡県環境影響評価条例の適用の必要性

太陽光発電事業については、これまで環境影響評価法（以下「法」という）による環境影響評価の対象とされていなかったが、近年、我が国においては、大規模な事業の実施に伴い、土砂流出や濁水の発生などの問題が生じている事例がある。

国においては、このような状況を踏まえ、法施行令を改正し、太陽光発電事業について、令和2年4月から法の対象とすることとしている。

本県においても、法制度改正の趣旨を踏まえ、太陽光発電事業に対する福岡県環境影響評価条例の適用の必要性について検討を行う。

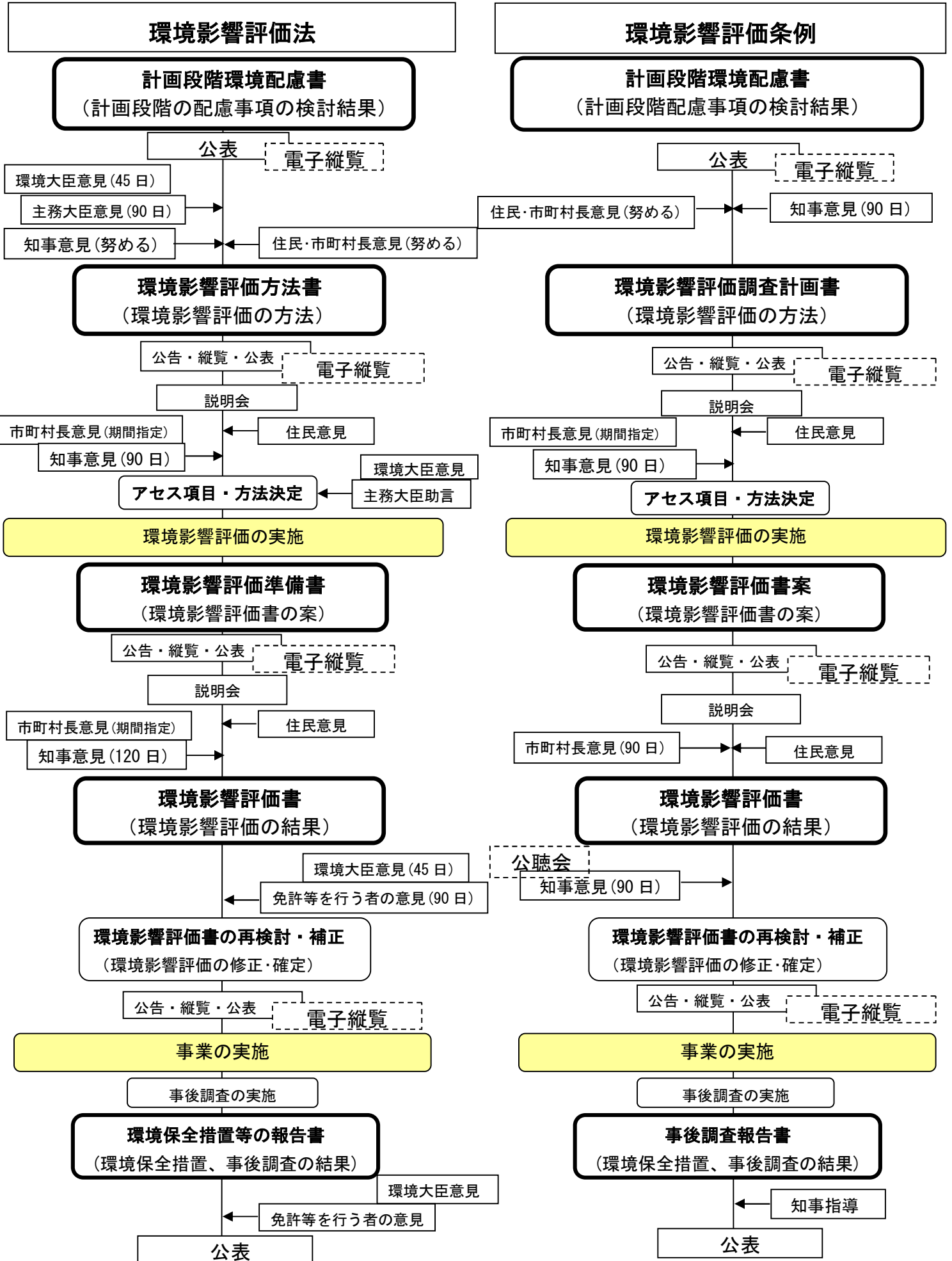
2 県条例適用のための手続き

県条例の対象とする事業については、条例施行規則において定めていることから、太陽光発電事業を条例施行規則へ追加する。

3 今後のスケジュール

- ・令和元年7月24日 環境審議会（諮問、専門委員会の設置）
- ・令和元年8月～9月 第1回専門委員会（条例適用の可否、対象事業規模など）
第2回専門委員会（答申案の検討）
- ・令和元年10月 環境審議会（専門委員会からの報告、答申案の審議及び答申の決定）
- ・令和2年2月 条例施行規則の公布
- ・令和2年7月 条例施行規則の施行

環境影響評価法と環境影響評価条例の手続図



環境影響評価法及び条例の対象事業

対象事業	環境影響評価法		環境影響評価条例
	第一種事業	第二種事業	
1 道路			
高速自動車道	すべて	—	—
一般国道	4車線 10km 以上	4車線 7.5km 以上	4車線 5km 以上
林道	幅員 6.5m 20km 以上	幅員 6.5m 15km 以上	2車線 10km 以上
2 ダム	100ha 以上	75ha 以上	50ha 以上
3 鉄道			
新幹線鉄道	すべて	—	—
普通鉄道	10km 以上	7.5km 以上	5km 以上
軌道	10km 以上	7.5km 以上	5km 以上
4 飛行場	2,500m 以上	1,875m 以上	1,250m 以上
5 発電所			
水力発電所	3万 kW 以上	2.25 万 kW 以上	1.5 万 kW 以上
火力発電所	15 万 kW 以上	11.25 万 kW 以上	7.5 万 kW 以上
地熱発電所	1万 kW 以上	0.75 万 kW 以上	—
原子力発電所	すべて	—	—
風力発電所	1万 kW 以上	0.75 万 kW 以上	0.5 万 kW 以上
6 廃棄物最終処分場	30ha 以上	25ha 以上	15ha 以上
7 埋立及び干拓	50ha 超	40ha 以上	25ha 以上
8 土地区画整理事業	100ha 以上	75ha 以上	宅地の造成 (民間開発を含む) 50ha 以上
9 新住宅市街地開発事業	100ha 以上	75ha 以上	
10 工業団地造成事業	100ha 以上	75ha 以上	
11 新都市基盤整備事業	100ha 以上	75ha 以上	
12 流通業務団地造成事業	100ha 以上	75ha 以上	
13 宅地の造成事業 都市再生機構等	100ha 以上	75ha 以上	
※ 港湾計画	300ha 以上		150ha 以上

※ 港湾計画のアセスメントは計画アセスメントである。

(条例独自のもの)

1 ゴルフ場の造成	—	30ha 以上
2 スポーツ・レクリエーション 施設用地の造成	—	50ha 以上
3 墓園の造成	—	50ha 以上
4 土石の採取	—	50ha 以上
5 鉱物の掘採	—	50ha 以上
6 下水道終末処理場	—	計画人口： 15 万人以上
7 工場・事業場	—	排水： 5,000m ³ /日以上 排ガス： 15 万Nm ³ /時
8 県道・市町村道	—	4車線 5km 以上